附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に基づく戸籍の記載については、なお従前の例による。

○法務省令第四十三号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条―第二十四条）
附則

第一章　関係省令の整備

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第一号を次のように改める。

一　外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。

イ　法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合

ロ　法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合

ハ　法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合

ニ　法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合

ホ　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合

ヘ　法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二条第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合

ト　法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合

チ　法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合

リ　法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合

ヌ　法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合

ル　イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合

第四条の二第一項第二号中「（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。）」を削り、「認める場合」を「認めるとき。」に改める。

第五条第一項中「許可を受け」の下に「ている者（法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。第七条第一項及び第二十七条第一項において同じ。）」を加え、「上陸する者」を「いる者」に改め、同条第四項中「申請を代行する者」を「申請を代わつて行う同行者」に改め、同条第十項第四号ニ中「特別区を含む。」の下に「第五十九条の六第四項及び第五項を除き、」を加える。

第六条の二第二項中「一葉及び」を「（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二第三項（第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに」に改め、同条第四項中「及び第二項に定める」を「並びに第二項に定める写真及び」に改め、同項第三号中「（当該外国人が十六歳に満たない者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十分な者である場合における当該外国人の法定代理人に限る。以下同じ。）」を削る。

第七条第一項中「許可を受け」の下に「ている者」を加え、「上陸する者」を「いる者」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二　国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）

第七条の二第一項中「旅券（再入国許可書を含む。第五項において同じ。）を提示しなければならない。」を「次に掲げる書類を提示しなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　旅券（再入国許可書を含む。第五項において同じ。）

二　中長期在留者にあつては、在留カード

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者にあつては、特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）

第七条の二第五項第四号中「有効期間」の下に「及び同項の規定により提示した在留カード又は特別永住者証明書の有効期間」を加える。

第十九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二　中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

第十九条第三項中「（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）」を「であつて当該外国人から依頼を受けたもの」に改め、同条第四項中「の交付又は」を「を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に」に改め、「証印」の下に「をすること」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

第十九条第六項中「旅券」の下に「若しくは在留資格証明書」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載をまつ消するものとする。